

事 務 連 絡  
平成27年2月13日

各都道府県 障害福祉主管課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の  
届出について（平成27年度当初分）

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成24年3月30日障障発0330第5号）」により示しているところですが、当該加算の算定を受けようとする障害福祉サービス事業所等は、算定を受ける年度の前年度の2月末日までに、必要書類を都道府県知事等に提出することとなっています。

一方、平成27年度の報酬改定では、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる改善の取組をすすめる事業所を対象に、更なる上乘せ評価を行うための新たな区分を創設することを予定しています。

つきましては、平成27年度当初分については、請求事務に支障がないことを前提に、例えば新設する福祉・介護職員処遇改善加算（I）の算定を予定している事業所は4月中の届出とする等、自治体毎に柔軟な届出日の設定を行って差し支えありません。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課福祉サービス係  
TEL：03-5253-1111（内線：3091）  
FAX：03-3591-8914

福祉・介護職員処遇改善加算の見直しについて（案）

●福祉・介護職員処遇改善加算

・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）【新設】

総単位数にサービス別の加算率（次頁参照）を乗じた単位数を加算。

[算定要件] 加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ（新）定量的要件に適合すること。

・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）【旧加算（Ⅰ）】

総単位数にサービス別の加算率（次頁参照）を乗じた単位数を加算。

[算定要件] 加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、（旧）定量的要件に適合すること。

・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）【旧加算（Ⅱ）】

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の90/100を加算。

[算定要件] 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の算定要件のうち、キャリアパス要件又は（旧）定量的要件のいずれかに適合しない場合。

・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）【旧加算（Ⅲ）】

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の80/100を加算。

[算定要件] 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の算定要件のうち、キャリアパス要件及び（旧）定量的要件のいずれにも適合しない場合。

※定量的要件の実施期間

| (旧) 定量的要件   | (新) 定量的要件  |
|---|--|
| <p>【取得に必要となる加算】<br/>福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）～（Ⅳ）</p> <p>【内容】<br/><u>平成20年10月から福祉・介護職員処遇改善計画書の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</u></p> | <p>【取得に必要となる加算】<br/>福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</p> <p>【内容】<br/><u>平成27年4月以降実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</u></p> |

●福祉・介護職員処遇改善特別加算【変更なし】

総単位数にサービス別の加算率（次頁参照）を乗じた単位数を加算。

[算定要件] 福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること。キャリアパス要件及び定量的要件は問わない。

| サービス名                         | 福祉・介護職員処遇改善加算 |        | 福祉・介護職員<br>処遇改善特別加算 |
|-------------------------------|---------------|--------|---------------------|
|                               | (Ⅰ)           | (Ⅱ)(注) |                     |
| 居宅介護                          | 22.1%         | 12.3%  | 4.1%                |
| 重度訪問介護                        | 14.0%         | 7.8%   | 2.6%                |
| 同行援護                          | 22.1%         | 12.3%  | 4.1%                |
| 行動援護                          | 18.5%         | 10.3%  | 3.4%                |
| 療養介護                          | 2.5%          | 1.4%   | 0.5%                |
| 生活介護                          | 3.1%          | 1.7%   | 0.6%                |
| 重度障害者等包括支援                    | 1.8%          | 1.0%   | 0.3%                |
| 施設入所支援                        | 5.0%          | 2.8%   | 0.9%                |
| 自立訓練(機能訓練)                    | 4.1%          | 2.3%   | 0.8%                |
| 自立訓練(生活訓練)                    | 4.1%          | 2.3%   | 0.8%                |
| 就労移行支援                        | 4.9%          | 2.7%   | 0.9%                |
| 就労継続支援A型                      | 4.0%          | 2.2%   | 0.7%                |
| 就労継続支援B型                      | 3.8%          | 2.1%   | 0.7%                |
| 共同生活援助(指定共同生活援助)              | 5.4%          | 3.0%   | 1.0%                |
| 共同生活援助(外部サービス利用型<br>指定共同生活援助) | 12.4%         | 6.9%   | 2.3%                |
| 児童発達支援                        | 5.6%          | 3.1%   | 1.0%                |
| 医療型児童発達支援                     | 10.6%         | 5.9%   | 2.0%                |
| 放課後等デイサービス                    | 5.9%          | 3.3%   | 1.1%                |
| 保育所等訪問支援                      | 5.8%          | 3.2%   | 1.1%                |
| 福祉型障害児入所施設                    | 4.5%          | 2.5%   | 0.8%                |
| 医療型障害児入所施設                    | 2.5%          | 1.4%   | 0.5%                |

(注) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の90/100を算定。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の80/100を算定。

\* 短期入所(併設型・空床利用型)については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所(単独型)については、生活介護の加算率を適用する。

\* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。